

主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2024年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除 ^{（注1）} （最大23万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式） ^{（注3）}
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^{（注2）}	法定共通制 ^{（注4）}

（注1）英国では、自らの基礎控除（12,570ポンド（234万円））：高所得者については控除額が逡減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,260ポンド（23万円））を配偶者（給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（935万円）以下で所得税の基礎税率である20%が適用される者が対象）の所得から控除できる。

（注2）ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3）フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4）フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（婚姻後に取得する財産は、原則として夫婦双方に競合的に管理権が存する共通財産となる。）。

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝186円（裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。